

2022年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕 様

埼玉県労働組合連合会
議長 新島 善弘

安倍元首相の「国葬」についての要望書

日頃より、県民のためにご尽力されていることについて敬意を表します。

さて、岸田首相は不幸にも凶弾に倒れ命をなくされた安倍元首相の葬儀を「国葬」とし、9月27日に行うことを表明いたしました。

暴力をもって相手の生命を奪うなどという蛮行は決して許すことのできない行為であることはいうまでもありません。しかし、政府は国会における議論もなく、「国葬」の実施を閣議決定しました。政府が特定の政治家について、その業績を一方向的に高く評価し、その評価を讃える儀式として「国葬」を国費によって行うことは、その政治家に対する政府の評価を国是とし、広く一般国民にも同調を求めるに等しいものです。

政府は、今回の安倍元首相の「国葬」においては、国民に対し弔意の表明や黙祷等は求めないとしているようですが、戦後唯一の「国葬」となった1967年の吉田茂元首相の「国葬」の際には、テレビ・ラジオでは娯楽番組の放送が中止され、学校や職場で黙祷が事実上強要された事案も発生しました。今回も「国葬」が近くなれば、安倍元首相の「国葬」に対する付度から、公的機関のみならず民間機関に対しても同様の同調圧力がかかることは容易に予想され、弔意の表明の事実上の強制が行われかねません。現に、兵庫県や北海道の一部自治体の教育委員会が学校現場に「国葬」の際の半旗の掲揚を求めたという報道もあり、付度と同調を求める動きは今後も広がることが予想されます。

このように「国葬」の実施は、国民に対して特定の個人に対する弔意を事実上強制する契機をはらむものであり、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）との関係で好ましくない状況がもたらされかねません。

つきましては、「国葬」が実施される場合において、県民、県職員、並びに公立学校、県の関係出先機関等において、弔意の表明や半旗の掲揚、黙祷等を求めることのないよう特段の配慮を求めます。

記

1. 安倍晋三元首相の葬儀が「国葬」として実施される場合において県庁舎、関係出先機関、公立学校等における半旗の掲揚を行わないこと。
2. 安倍晋三元首相の「国葬」に関し、県民、県職員、公立学校教職員、ならびに児童生徒に黙祷等の弔意を強制しないこと。